



大崎商工会員総数 805名
(平成28年12月22日現在)
組織率 64.8%

第67号

平成29年1月10日発行

おおさき新風

発行所 大崎市三本木字
しらとり3-7
大崎商工会
TEL0229 (52) 2272
FAX0229 (52) 6847

発行者 門 間 忠 良

編集 情報・広報委員会

印刷所 ㈲ 南 郷 印 刷

題 字 高 橋 秀 晃
(鹿島台)



謹 賀 新 年

年頭にあたり謹んで皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます



大崎商工会

本所・三本木支所	〒989-6321 大崎市三本木字しらとり3-7 TEL52-2272 FAX52-6847 E-mail:oosakis1@feel.ocn.ne.jp
鹿島台支所	〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字東銭神1 TEL56-2453 FAX56-3053 E-mail:oosakik01@gamma.ocn.ne.jp
松山支所	〒987-1304 大崎市松山千石字松山306-1 TEL55-3442 FAX55-4512 E-mail:oosakim01@gamma.ocn.ne.jp
田尻支所	〒989-4415 大崎市田尻字太子堂107-1 TEL39-0405 FAX38-1230 E-mail:oosakit01@axel.ocn.ne.jp

URL <http://www.oosaki.miyagi-fsci.or.jp/>

謹賀新年



大崎商工会 会長 門 間 忠 良

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、厳しい中にも希望と期待を込めて、新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、東日本大震災から6年が過ぎようとしています。港湾の整備や防潮堤の築堤など目に見える部分は、遅れながらも進んでいます。住まいなどは、仮設住宅での生活を余儀なくされている方もあります。指定廃棄物の焼却に関しても結論が出ないまま年を越しました。また、熊本地震や世界各地での紛争の状況に、胸の痛む思いがします。

大崎商工会を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化が進行し、市場規模も小さくなっております。田尻・三本木・松山・鹿島台4地域の人口は、2015年/37,982人の人が住んでいましたが、予測では2030年/31,917人・2050年/23,908人と減少していきます。これからは地域経済を支える小規模事業者にとって、非常に厳しい状況下が続いていきます。

国は「小規模二法」を制定し、小規模事業者を支援する「小規模事業者持続化補助金」が設けられました。商工会は、売り上げ向上や販売促進のための指導、助言、支援を行いました。事後の補助金に対するアンケート調査で、採択された事業者は、種々の補助事業に取組み成果を上げて下さいました。採択されなかった事業者も、商工会の指導により経営・事業計画書を作成できたため、「自社の強み弱みが明らかになった」「事業の見直しを行うきっかけとなった」「自社の意識が前向きになった」など、新しい考えのもとに事業を遂行されているようです。現在の事業を見直す意味においても、上記の補助金にチャレンジをしてみて下さい。商工会は、計画策定を支援し、フォローアップを行う「伴走型」の支援を行います。

商工会では、今年も「行きます」「聞きます」「提案します」をモットーに役職員一同、邁進していきます。皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、ご発展、ご健勝を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



大崎市長 伊 藤 康 志

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新春を健やかにお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

去年は、大崎市誕生から10周年を迎える節目の年であり、市内各地域において様々な記念事業を実施してまいりました。また、市の花「ひまわり」、市の木「桜」、市の鳥「マガン」の選定や、おおさき宝大使であるさとう宗幸氏作曲のもと、公募による歌詞をのせた「市民歌」の制定など、市民皆様とこれまでの10年を振り返るとともに、次なる10年への飛翔に向け、市が一体となって新たなスタートを切っております。

早いもので、東日本大震災から、間もなく6年の月日が経過しようとしております。本年は、大崎市震災復興計画“発展期”の最終年度として、持続的に発展していく期間と位置付け、社会基盤・都市機能などの更なる充実に向け取り組んでまいります。

産業振興においては、本市を取り巻く産業環境の情勢の変化や地方創生、一億総活躍社会の実現に対応するため、今後の指針となる「第二次大崎市産業振興計画」を策定いたしました。引き続き、関係機関と連携を図りながら産業振興施策を推進していく所存です。

本年は、陸羽東線全線開通から100年の記念すべき年でもあり、また、JR東日本のリゾート列車「トランスイート四季島」が鳴子温泉地域を訪れます。四季島をご利用する多くのお客様にもご満足いただけるよう受け入れ環境を整備していくとともに、世界農業遺産認定に向けた取り組み、復興シンボル米として平成27年秋にデビューした「さき結」の消費拡大なども併せて、市民と行政が一丸となって本市の魅力を全国へ発信してまいります。

今年の干支である「酉(とり)」は、お客様を“とりこむ”ことから商売繁盛に繋がるとも言われ、縁起の良い干支という意味づけがあるようです。「酉」にあやかって、皆様が運氣を取り込み、幸多き一年となりますよう心より祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

青年部視察研修

平成28年11月8日（火）から9日（水）にかけて、青年部視察研修会を開催しました。福島県郡山市で開催された第18回商工会青年部・女性部全国大会に参加し、各ブロック代表者12名の力強い堂々たる主張発表を参加者一同熱心に聞き入っていました。また、東日本大震災の被災地である松島町を訪れ、利府松島商工会青年部 杉原元部長より「震災で来客数が減少したが、新鮮さを売りにした海産物の販売やメディア出演等のPR活動を通して客足は震災前に戻りつつある。県内外の多くの青年部仲間が松島を訪れてくれて大変ありがたい。」とお話を頂きました。2日間を通し、他地域の商工会青年部との交流を行い、大変有意義な研修会となりました。



女性部 若手後継者等育成事業講演会

「女性部活動とコミュニケーション」

落語家 六華亭 遊花 女史

平成28年12月2日（金）午前10時30分より鹿島台「尾幌会館」にて、女性部若手後継者等育成事業講演会が開催され、ラジオパーソナリティーなど幅広く活躍されている落語家の六華亭遊花さんを講師にお招きしました。

岩手県出身の六華亭さんは幼いころの祖母や地域との関わりが自身の原点となっていることや、日頃の活動の中で感じる女性の特徴など落語を交えてご講演いただき、その聞き手を引きつける独特な東北弁に会場は終始笑いに包まれていました。



雇用保険の適用が拡大されます！

～ 平成29年1月1日より65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となります ～

これまで65歳に達した日以降に雇用された従業員は、雇用保険の『適用除外』となっておりましたが、今回の『適用拡大』で、平成29年1月1日からは65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となります。（65歳前に雇用し、その後も継続して雇用され、既に『被保険者』になっている場合を除きます。）

下記の『適用要件』及び①、②に該当する65歳以上の労働者は、雇用保険の『被保険者』となり、『被保険者資格取得届』の手続きが必要になります。

【適用要件】

1 週間の所定労働時間が20時間以上あり、31日以上の雇用見込みがあること。

①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

→ 雇用した時点から雇用保険の適用対象になり、『被保険者』となります。

雇用保険料の徴収は、平成31年度までは免除になります。

②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日から雇用保険の適用対象になり、『被保険者』となります。

雇用保険料の徴収は、平成31年度までは免除になります。

※詳しくは、厚生労働省のHPをご覧ください。『厚生労働省 雇用保険』で検索して下さい。

（商工会HP（新着情報）にもパンフレットを掲載しています。）

※商工会に労働保険の事務委託をしている場合は、該当者を採用した都度、連絡願います。

※労働保険関係事務を自社で行っている場合は、ハローワークで手続きが必要です。

●事業所を訪ねて

中村一彦土地家屋調査士事務所 (田尻)

平成7年11月に東京新宿から事務所を仙台に、平成9年に田尻に移転して今年で20年目になります。個人・企業にとって最も重要な資産である土地や建物を詳細に調査・測量・登記して所有権の明確化に資する業務を行っています。

土地に関しては境界や面積を知りたい時・分筆したい時・宅地に変更したい時、建物に関してはマイホームを新築・増築・建替をした時・建物を解体した時等に土地家屋調査士の出番が来ます。更には、土地の境界紛争を解決するために民間紛争解決手続代理人の資格も有しています。

これからも地域発展に貢献できればと思いながら日々の仕事に取り組んでいます。(大崎商工会 中村理事の事業所です。)

【住 所】〒989-4308 大崎市田尻沼部字早稲田158番地1
【電 話】0229-39-1264
【FAX】0229-39-1062



中村理事



事務所

新会員の紹介 (H28. 12. 22現在)

事業所名	代表者名	地 区	事業所名	代表者名	地 区
拓美 割烹仕出し料理 みうら	三浦 嘉彦	鹿島台	(株)ナカザワ工業	中澤 敏信	鹿島台
(有)駒井運輸	駒井 正則	鹿島台			

お知らせ

決算・確定申告

税理士(無料)個別相談会のお知らせ

本所(三本木支所)

【2月】23日(木)、27日(月)、28日(火)

【3月】8日(水)、14日(火)

鹿島台支所

【2月】23日(木)、24日(金)、27日(月)

【3月】6日(月)、8日(水)、10日(金)、
13日(月)、14日(火)

松山支所

【2月】22日(水)、24日(金)、28日(火)

【3月】7日(火)、14日(火)

田尻支所

【2月】20日(月)、23日(木)、27日(月)

【3月】6日(月)、8日(水)、10日(金)、
14日(火)

※開催時間は、各日午前10時～午後4時までです。
(予約制です。)

※持参資料

確定申告書・決算書(前年度分も含む)、経費帳、領収書綴、国民健康保険・国民年金の領収書(証明書)、生命保険・地震保険の控除証明書、借入金の返済明細書、専従者・従業員の源泉徴収簿、印鑑、マイナンバー通知カード及び運転免許証の(写)等

『食品表示法』事業者向け説明会

～開催のお知らせ～

新しい食品表示制度を定めた食品表示法が、平成27年4月1日に施行されました。新たな製造所固有記号制度の導入や栄養成分表示が義務化されたことに伴い食品関連事業者を対象とした説明会(県主催)が、下記の通り開催されますので、食品表示法に携わる事業者は、是非ご参加下さい。

尚、参加される場合は、大崎商工会HPの『新着情報』内に『食品表示法事業者向け説明会』のチラシを掲載していますのでチラシ裏面の申込書により、直接、下記の申込先へお申込み願います。

【開催日時(大崎会場)】

日時：平成29年2月16日(木) 13:30～

場所：大崎合同庁舎 大会議室

(大崎市古川旭4-1-1)

内容：①新しい食品表示制度について

②新たな製造所固有記号制度の概要について

③栄養成分表示の義務化について

【申込先】宮城県 食と暮らしの安全推進課

FAX 022-211-2698